

大分市一般廃棄物処理基本計画

2020年度～2029年度

(令和2年度～令和11年度)

概要版

大 分 市

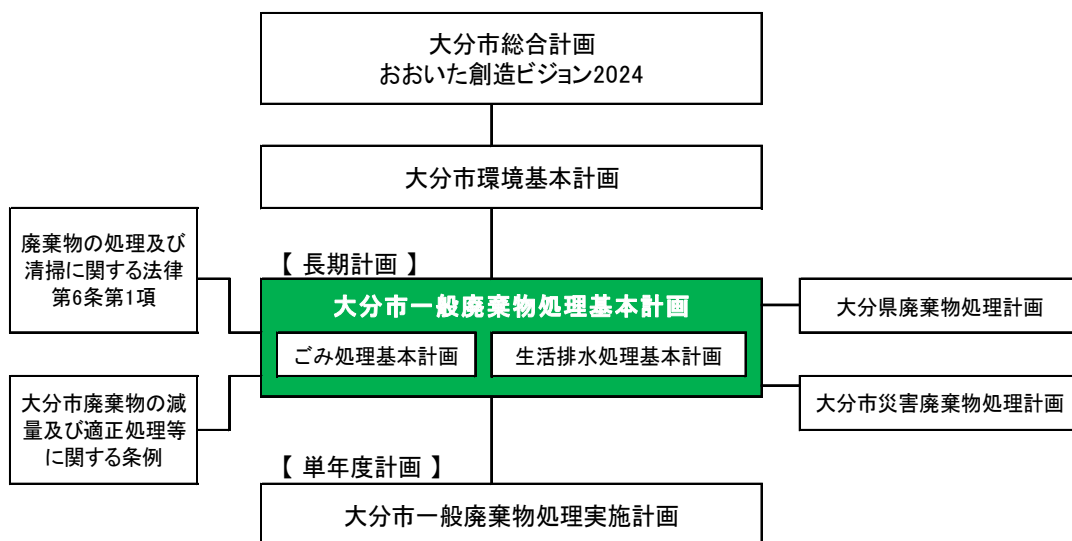
1. 計画の概要

1. 計画策定の趣旨・目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項」及び「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づいて策定するもので、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなります。

大分市における一般廃棄物処理事業の最上位計画に位置付けられるとともに、大分市総合計画及び大分市環境基本計画に定める環境・廃棄物分野のうち、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理の基本理念や基本方針をさらに具体化するための施策を現すものです。

なお、本計画は、2016（平成28）年度に策定し中間目標年度をむかえた現行計画における目標達成状況等を検証するなか、上位計画である大分市総合計画との整合性を図り、計画期間も含め見直したものです。



2. 計画の目標期間

これまでの計画期間は、2017（平成29）年度から2024（平成36）年度までの8年間としていましたが、2027（令和9）年度から新たなごみ処理施設が稼働する予定であり、稼働開始目標年度における計画ごみ処理量を本計画において示す必要があるため、本計画では、2024（令和6）年度を中間目標年度とし、2029（令和11）年を最終目標年度とします。

年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
計画の期間												
計画策定年度												
計画基準年度	●											
中間目標年度							●					
最終目標年度												●

3. 改定に伴う主な変更点

【計画期間】

2018（H30）年度を基準年度とし、2020年（R2）年度から2029（R11）年度までとする。

【目標値】

ごみ排出量（総処理量）、リサイクル率、最終処分率の目標数値を見直した。

【具体的施策】

- ・ 排出事業者への指導の徹底、強化
- ・ 大規模事業所ごみ減量推進事業の推進
- ・ 食品ロスを削減（新規）
- ・ 資源物の持ち去り対策の強化
- ・ 排出マナーの向上と収集運搬許可業者への指導の強化
- ・ 中間処理施設の計画的な整備

2. ごみ処理基本計画

1. 基本理念

私たちは、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ手渡すためにも、地球温暖化対策の観点も踏まえ、限りある資源を有効に活かす循環型の社会づくりに取り組まなければなりません。

近年、食品ロスや海洋ごみの問題について、国際的に関心が高まっており、これまで以上にごみの減量と適正処理が求められています。

ごみ処理に関しては、次の基本理念のもと、本計画を推進します。

基本理念

**みんなの工夫と実践で、環境負荷を一層低減し、
循環型社会の実現を目指す**

2. 基本目標

基本目標 1

一人ひとりが環境や資源について考え、4Rに積極的に取り組むまち

基本目標 2

環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち

3. 数値目標

(1) ごみ排出量（総処理量）を

2018（H30）年度に比べ、2029（R11）年度に約7.8%以上削減する

(2) リサイクル率を

2018（H30）年度20.2%から、2029（R11）年度24.0%以上に引き上げる

(3) 最終処分率を

2018（H30）年度7.7%から、2029年度（R11）年度5.8%以下に引き下げる

4. ごみ処理にかかる個別計画

◎基本目標1に基づく個別計画の主な取組

4R推進計画

(1) 「4R」への意識改革

- ・4Rやごみに関する情報提供
- ・ごみ環境教育の充実
- ・排出事業者への指導の徹底、強化

(2) リフューズ・リデュースの推進

- ・生ごみの減量
（「3きり運動」の推進、食品ロスの削減）
- ・ライフスタイルの見直し

(3) リユースの推進

- ・不用品の再使用、再利用の活動の支援

(4) リサイクルの推進

- ・有価物集団回収運動の促進
- ・食品廃棄物（事業系）のリサイクルの推進

「4R」とは

4Rは、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4つの頭文字をとったものです。4Rに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことで、ごみの焼却等による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（循環型社会）をつくろうとするものです。

Refuse : リフューズ（発生回避）
ごみになるものを家庭等に持ち込まないという考え方

Reduce : リデュース（発生抑制）
ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていくという考え方

Reuse : リユース（再使用）
不要なものが出て、そのまま使えるものならば繰り返し使用し、ものの寿命を最大限に活かすという考え方

Recycle : リサイクル（再生利用）
再利用できなくて、ごみになる場合は、正しく分別し、資源として再生するという考え方

◎基本目標2に基づく個別計画の主な取組

収集運搬計画

- ・排出マナーの向上に向けた啓発活動の展開
- ・安全で適正な排出に向けた指導啓発の展開
- ・ごみステーションの環境美化促進

関連するその他の取り組み

- ・不適正処理防止対策の推進
- ・災害廃棄物対策
- ・広域処理体制の確立

中間処理・最終処分計画

- ・中間処理施設の計画的な整備
- ・焼却残渣と不燃物の再資源化
- ・最終処分量の減量化等

3. 生活排水処理基本計画

1. 基本理念

本市における公共用水域の状況は、下水道をはじめとした生活排水対策事業の継続により、概ね水質の環境基準を達成していますが、今後も継続して水質保全に取り組まなければなりません。

生活排水処理に関しては、次の基本理念のもと、本計画を推進します。

基本理念

生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動等を通じて各家庭からの発生源対策をより一層充実させることにより、公共用水域の水質環境のさらなる向上と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る

2. 基本方針

基本方針 1

公共下水道については、市街化区域を中心に、投資効果を踏まえた計画的、効率的な整備を進めます。また、整備区域においては普及啓発に努め、接続率の向上を図ります

基本方針 2

公共下水道等の整備計画区域外においては、浄化槽の普及促進を図ります

基本方針 3

し尿処理施設については、既存施設の改良・整備により長寿命化を図るとともに、適正管理と機能維持に努めます

3. 数値目標

汚水処理人口普及率を

2018年度（H30）82.2%から、2029年度（R11）95.0%に引き上げる

4. 生活排水処理にかかる個別計画

生活排水処理計画

計画的、効率的に公共下水道を整備し、また、公共下水道等の整備計画区域外においては浄化槽の普及を促進することにより生活排水処理の一層の推進を図ります。

し尿・汚泥の処理計画

計画処理区域で収集されるし尿・浄化槽汚泥（農業集落排水施設からの汚泥を含む）の処理主体については、現在の体制を継続していくことを基本とします。

なお、由布大分環境衛生組合解散後の野津原地区のし尿と浄化槽汚泥の処理は、大分市が主体となって実施します。

大分市一般廃棄物処理基本計画改定【概要版】

大分市 環境部 ごみ減量推進課

〒870-8504 大分市荷揚町2丁目31番 TEL097-537-5624 E-mail gomigen@city.oita.oita.jp